

# 自主防災組織育成支援事業

## (資機材整備)

担当：尾道市総務課生活安全係  
電話：0848-38-9216

### 1 概要

地域防災力の向上を目的として、自主防災組織を対象に「防災訓練・防災学習会に係る経費」と「防災資機材等の整備経費」を支援します。

### 2 事業の内容 ◎対象となる団体は？

自主的に地域の防災活動を行う団体で、尾道市自主防災組織結成届出書により市長に届出があった団体

- ①自主防災組織として規約を作成している町内会、自治会等
- ②町内会、自治会等の活動内容に防災活動の実施を明記している団体
- ③町内会、自治会等に防災に関する部会を設置している団体

### 3 補助の対象

◎対象となる資機材は？ 自主的な防災活動で使用する資機材等（次表参照）

区分	防災資機材等
情報収集・連絡用	トランシーバー、ラジオ、腕章等
消火活動用	消火器、バケツ、防火衣等
水防活動用	防水シート、スコップ、一輪車等
避難誘導関係	携帯ライト、メガホン等
救出・救護用	担架、リヤカー、ジャッキ、バール、チェーンソー、投光器、救急セット等
給食・給水関係	給水タンク、炊飯装置、コンロ、調理器具等
避難所運営関係	簡易トイレ、発電機、毛布等
その他	防災教育用ビデオ・教材等、資機材収納倉庫 市長が必要と認めるもの

◎整備した資機材等に補助事業名及び組織名の表示をしてください。  
(別途表示シールをお渡しします。)  
◎食料品、乾電池、燃料等の消耗品類等は補助対象外です。

◎資機材収納倉庫を整備する場合の注意事項

- ① 工事費は、補助対象外
- ② 倉庫を設置するための用地を確保
- ③ 倉庫に収納する防災資機材の備えがあること、又は整備計画があること
- ④ 倉庫には、資機材収納倉庫であることを表示
- ⑤ 用地を借り受けて設置する場合は、契約書等書類の写しが必要

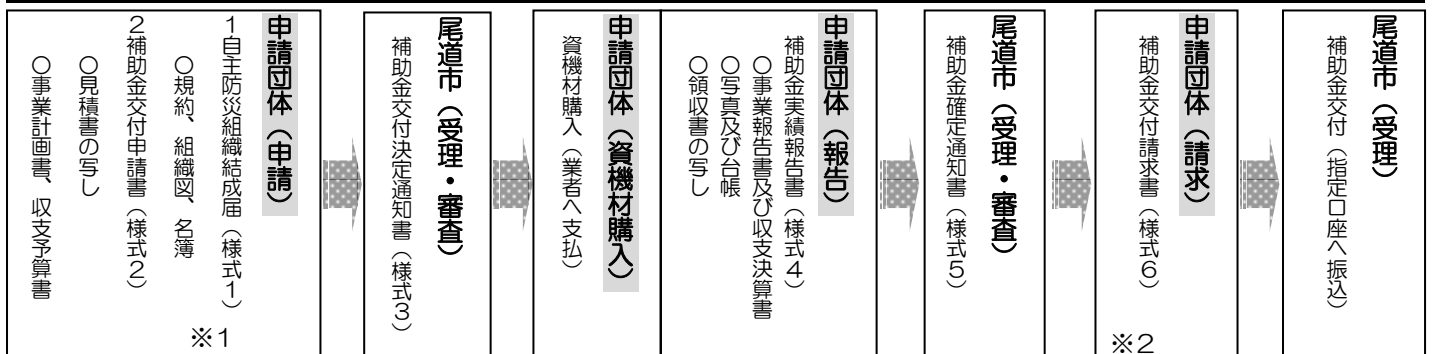
### 4 補助金の内容など ※いずれも補助率は10割、支払い方法は精算払いです。

◎防災資機材等の整備経費 補助上限額 次表のとおり \*各団体につき1回限り

構成世帯数	補助上限額
100世帯以下	定額 50,000円
101世帯～400世帯	基礎額 50,000円 + (構成世帯数 - 100) × 300円
401世帯～1,000世帯	基礎額 140,000円 + (構成世帯数 - 400) × 100円
1,001世帯以上	基礎額 200,000円 + (構成世帯数 - 1,000) × 50円 ※上限250,000円

【例】355世帯の場合 50,000円 + (355 - 100) × 300円 = 126,500円 ※千円未満切捨て126,000円

### 5 申請～補助金交付までの流れ



※1 自主防災組織結成届(様式1)は、結成時及び届出内容に変更があった際にのみ提出してください。

※2 補助金交付請求書(様式6)は、補助金確定通知(様式5)をお送りする際に交付します。